

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	くらし安全・消費生活課	整理番号	1-3
許認可等の種類	共済事業規約を設定、変更又は廃止する場合の認可			
根拠法令条例等・条項	消費生活協同組合法第40条第5項			
許認可等の概要	共済事業規約を設定、変更又は廃止する場合は、知事の認可を受けなければその効力を生じない。			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) 【参考】消費生活協同組合法 第40条第5項</p> <p>(総会の議決事項) 第四十条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。 一 定款の変更 二 規約の設定、変更及び廃止 三 組合の解散及び合併 四 毎事業年度の事業計画の設定及び変更 五 収支予算 六 出資一口の金額の減少 七 事業報告書並びに決算関係書類その他組合の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして厚生労働省令で定めるもの 八 組合員の除名及び役員の解任 九 連合会への加入又は脱退 十 その他定款で定める事項</p> <p>2 総会においては、第三十八条第一項又は第二項の規定により、あらかじめ通知した事項についてのみ議決をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。 3 規約の変更のうち、軽微な事項その他の厚生労働省令で定める事項に係るものについては、第一項の規定にかかわらず、定款で、総会の議決を経ることを要しないものとする。この場合においては、総会の議決を経ることを要しない事項の範囲及び当該変更の内容の組合員に対する通知、公告その他の周知の方法を定款で定めなければならない。 4 定款の変更(厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。 5 第二十六条の三第一項に規定する規約の設定、変更又は廃止は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。 6 第二十六条の四に規定する規約の設定、変更又は廃止は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。 7 共済事業に係る第四項及び第五項の認可並びに貸付事業に係る第四項及び前項の認可については第五十八条の規定を、これらの事業以外の事業に係る第四項の認可については同条及び第五十九条の規定を準用する。 8 組合は、第四項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。</p>			
基準の制定根拠				
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	4週間			
期間の制定根拠	【参考】「行政手続法の施行に伴う消費生活協同組合関係事務に係る審査基準、標準処理期間及び処分基準の指針について」(平成6年8月31日社援地第104号)			